

Dataline

A look at current financial reporting issues

No. 2011-28
September 29, 2011

のれんの減損

FASBがのれんの減損テストを簡素化し、早期適用を許容するガイダンスを公表

概要

要点

目次:

概要.....	1
要点.....	1
主な内容.....	2
主な規定.....	4
定性的評価の実施.....	4
発行日にかかる考慮事項... 6	
期中テストおよび ゼロまたはマイナスの 帳簿価額を有する 報告単位.....	6
減損損失の測定.....	7
開示.....	7
質問.....	7
付録 -- デジジョン・ツリー.....	8

- 2011年9月15日、米国財務会計基準審議会 (FASB) は、[会計基準アップデート\(ASU\)No.2011-08](#) 「のれんの減損テスト」(以下、「当改訂基準」という)を公表しました。当改訂基準は、公開企業および非公開企業に対し、より詳細な減損テストが必要かどうかを判断するための「定性的」評価を実施する選択肢を提供することにより、年次ののれんの減損テストのコストおよび複雑性を減少させようとするものです。
- 企業は、その報告単位について、定性的評価をまったく実施しない、一部で実施する、またはすべてで実施することのいずれかを選択することができます。さらに、企業は、任意の期間の任意の報告単位について、定性的評価を実施せずに直接ステップ1に進むことができます。その報告単位については、その後の任意の期間に定性的評価を実施することができます。
- 当改訂基準では、報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回ることを示す可能性がある事象や状況の例が含まれています。これらの例には、全般的な経済状況の悪化などのマクロ経済の状況、財務業績の悪化などの企業固有の事象、および報告単位を売却する可能性などのその他の事象が含まれます。
- 当改訂基準は、2011年12月15日より後に開始する事業年度について実施される年次もしくは期中ののれんの減損テストから適用されます。しかしながら企業は、年次テストの日付が2011年9月15日(当改訂基準の公表日)より前であっても改訂基準の早期適用を選択することができます。ただし、企業が年次テストの実施日を含む会計期間の財務諸表を未だ公表していないことを条件とします。



主な内容

.1 FASBは、のれんの減損テストのステップ1に基づく報告単位の公正価値の計算にかかるコストと複雑性に関する非公開企業の財務諸表作成者の懸念に対応するために、このプロジェクトをアジェンダに追加しました。しかしながらこの改訂基準は、公開企業と非公開企業の両方に適用されます。

PwCの見解:

当初、このプロジェクトの適用範囲には非公開企業のみが含まれていました。しかしながら、FASBは、公開企業の財務諸表作成者にも同様な懸念があり、公開企業の財務諸表利用者と非公開企業の財務諸表利用者がのれんの残高およびのれんの減損を評価する方法に重要な差異はないと結論づけました。その結果、FASBはこのプロジェクトの適用範囲を拡大し、公開企業と非公開企業の両方を含めることにしました。

FASBは、償却と直接評価減を含む、のれんの会計処理のその他の代替的アプローチについて審議しました。財務諸表作成者にとって直ちにコスト削減となるように、FASBは最終的に、このプロジェクトにおいてはのれんの測定について再検討しないことを決定しました。しかしながら、FASBは、のれんの会計処理をさらに評価するためにはより長期的なプロジェクトが適切かもしれないことを認識しています。

.2 当改訂基準は、企業に対し、2ステップの年次ののれんの減損テストのステップ1を実施する必要があるかどうかについて最初に定性的評価を行うことを容認しています。ステップ1は、企業が報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回る可能性が50%超であると結論づける場合に限り要求されます。これは、少なくとも毎年一度は、報告単位の公正価値とその帳簿価額を計算および比較することにより、減損テストのステップ1を実施することを要求している現行のガイダンスと異なります。改訂された段階的なプロセスについては、当Datelineの付録のデシジョン・ツリーで説明しています。

.3 改訂ガイダンスは、企業が定性的評価を実施する場合に検討すべき事象や状況の例を示しています。これらの事象や状況の例は、期中ののれんの減損テストおよび年次のゼロまたはマイナスの帳簿価額を有する報告単位の減損テストを実施するかどうかを判断するために現行の基準で挙げられている例を置き換えます。

.4 企業は、その報告単位について、定性的評価をまったく実施しない、一部で実施する、またはすべてで実施することのいずれかを選択することができます。さらに、企業は、任意の期間の任意の報告単位について、定性的評価を実施せずに直接ステップ1に進むことができます。その報告単位については、その後の任意の期間に定性的評価を実施することができます。

PwCの見解:

当改訂基準は、企業が特定の事実や状況に基づく定性的評価の実施に関して企業に柔軟性を与えています。たとえば、企業は、定性的評価が特定の報告単位では費用対効果は高いが他の報告単位では費用対効果は高くないと判断する可能性があります。企業による、定性的評価を実施する報告単位の選択は、每期首尾一貫して従わなければならない会計方針の決定ではありません。

.5 当改訂基準は、一定の条件において、報告単位の公正価値を継続して利用することを許容する現行のガイダンスを削除しています。企業は、新しい定性的評価において報告単位の公正価値を計算することは要求されません。しかしながら、当改訂基準は、企業に最近の公正価値の計算がある場合には、定性的評価において報告単位の公正価値と帳簿価額の差異を考慮することを要求しています。

PwCの見解:

定性的評価を実施するかどうかの判断にあたり、最近の公正価値の計算の存在および報告単位の公正価値とその帳簿価額間の「クッション」の程度は重要な要因になりますが、唯一の要因ではありません。前会計期間に報告単位の公正価値がその帳簿価額を大幅に超過し、その後著しい不利な変化が生じていない場合には、定性的評価の費用対効果はより高いかもしれません。

それとは対照的に、最近の公正価値の計算において報告単位の公正価値がその帳簿価額と近似する場合、その報告単位に関する定性的評価の費用対効果は高くはないでしょう。このような場合に「クッション」が欠如していると、報告単位がステップ1を省略する能力は、実績キャッシュ・フローや予測キャッシュ・フローのような企業固有の要因および割引率や市場の財務数値のような企業固有の要因ではない要因の不利な変化に対して、非常に影響を受けやすくなります。

一部の企業は、のれんの減損テストのステップ1に直接進むことにより、定性的評価を一定期間ごとに省略して報告単位の公正価値計算を「リフレッシュ」することを選択できます。FASBが結論の根拠で示唆したように、最近の公正価値の計算から時間が経過すればするほど、定性的評価のみに基づく結論を支持することが難しくなります。また、企業が報告単位の公正価値の計算をリフレッシュする頻度は、最後の公正価値の計算で「クッション」がどの程度存在していたか、および最近の公正価値の計算の日付以降の不利な変化の重要性など、さまざまな要因に依存します。

.6 当改訂基準は、のれんの減損テストの実施時期について既存のガイダンスを変更していません。のれんの減損テストは、引き続き、年次および特定の状況においては年次のテストの間（「期中テスト（interim test）」）に実施されます。また年次ののれんの減損テストは、毎年同時期に実施する限り年度中のどの時点に実施してもよいとされています。

PwCの見解:

FASBは、企業が年次の定性的評価においてステップ1が必要ないと判断した場合、導き出した結論および考慮した要因について明確なアサーションを表明しなければならないと考える、と示唆しています。このため、文書化や証拠資料に要求されるレベルは期中テストよりも年次テストの方がより高くなります。

.7 さらに、当改訂基準は、企業が1つ以上の報告単位の構成を変更する方法で報告の構造を再構成する場合、または事業を構成する報告単位の一部を処分する場合のような、報告単位の公正価値を計算することを企業に要求するその他の事例に関する既存のガイダンスを変更していません。

.8 最後に当改訂基準は、利用期間が不明瞭な無形資産を含むその他の長期性資産にかかる現行の減損ガイダンスを変更していません。

PwCの見解:

公開草案に対してコメントを提出した関係者の一部からは、FASBは改訂基準の範囲に利用期間が不明瞭な無形資産を含むべきとするコメントがありました。FASBはその範囲を拡大することにより、のれんの改訂基準の公表が遅れないようにする決定を行いました。その代わりに、FASBは利用期間が不明瞭な無形資産の減損テストの代替アプローチを検討するために短期アジェンダに別個のプロジェクトを追加しました。FASBはまだ審議を開始していませんが、PwCは2012年にそのプロジェクトが完了すると予想しています。

主な規定

定性的評価の実施

.9 当改訂基準では、企業が報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回る可能性が50%超か否かを判断しなければならない事象や状況の例が示されています。これらの例には以下のものが含まれます。¹

- **マクロ経済の状況** — 一般的な経済状況の悪化、資金調達の制約、為替レートの変動、株式・信用市場の動向など
- **業界や市場の要因** — 事業を行う環境の悪化、競争環境の激化、市場に依拠した財務数値や指標の悪化(絶対的および相対的な条件を考慮する)、企業の製品・サービスの属する市場の変化、規制や政治的動向
- **コスト要因** — 損益およびキャッシュ・フローにネガティブな影響を与える原材料、労務費、その他の費用の高騰
- **全体的な業績** — 関連する前の会計期間の実績および予測結果と比較して、キャッシュ・フローがマイナスまたは減少、実績または計画ベースの収益・利益の減少
- **その他の関連する企業特有の事象** — 経営者、重要な社員、戦略や顧客の変化、倒産の可能性、訴訟
- **報告単位に影響を与える事象** — 純資産の構成または簿価の変動、報告単位の全部または一部を売却する可能性が50%超、報告単位内の重要な資産グループの回復可能性のテスト、報告単位の構成要素である子会社の財務諸表におけるのれんの減損損失の認識
- **該当する場合は、株価の継続的な下落** — 株価の下落は絶対的条件だけではなく相対的にも考慮することが必要

PwCの見解:

事象および状況の例は、既存のガイダンスの例よりも詳細になっています。概して、改訂された例は、公正価値を計算する場合に使用されるインプットや判断のタイプに、より直接的に整合しています。また、のれんの減損の追加的な検討事項について、クライアントの方およびエンゲージメント・チームは、[Dateline 2008-35](#) 「Nonfinancial asset impairment considerations (非金融資産の減損の検討)」をご参照ください。

.10 これらの例は網羅的なものではありません。減損テストのステップ1を実施するかどうかの判断において、企業は、報告単位固有のその他の関連する事象や状況を考慮しなければなりません。企業は評価にあたり、不利な要素を、有利な要素または不利な要素を軽減するような事象および状況の存在とあわせて考慮しなければなりません(前述のとおり、最近の公正価値の計算で決定されている場合には報告単位の公正価値と帳簿価額との間の「クッション」を含む)。企業は、報告単位の公正価値または帳簿価額に最も重要な影響を与えるこれらの事象や状況をより重視しなければなりません。

¹ 記載されている事象や状況は ASC350-20-35-3C に含まれており ASU2011-08 から再掲されています。FASB の文書は財務会計財団 (Financial Accounting Foundation) が著作権を有しており、許可を得て再掲されています。

.11 これらの例は、いずれも単独でのれんの減損テストのステップ1の実施を企業に要求するものではありません。同様に、有利な要素または不利な要素を軽減する事象および状況の存在は、のれんの減損テストのステップ1の実施が必要ないという反証可能な推定を示すものでもありません。

PwCの見解:

当改訂基準は、報告単位の公正価値に最も重要な影響を与えるそれらの事象や状況をより重視することを企業に要求しています。一部の事象や状況は、(すべてではないとしても)ほとんどの報告単位に影響を与えます。たとえば、FASBは結論の根拠の中で、より多くの企業が不利な経済環境において減損テストのステップ1を実施することが必要だと判断することが見込まれると指摘しています。しかし多くの場合、さまざまな要因の相対的な重要性は報告単位ごとに異なるでしょう。

定性的評価の実施を計画する企業は、以下を行うために包括的なプロセスの策定を検討しなければなりません。

- 各報告単位の公正価値の主要な要因を決定し、それらの要因の変化を監視する。
- 各報告単位に関連する要因を監視するために必要な情報の内外のソースを識別する。アナリストやその他の外部情報が報告単位の公正価値に影響を与える可能性がある事象や状況の企業の評価と一致しているかどうかを検討する。
- 最新の公正価値の計算から「クッション」の金額を検討し、その分析以降の報告単位の財務実績業績を評価する。予算や予測に対する業績不振はステップ1の分析が必要であることを示唆する可能性がある。基礎評価をリフレッシュするためにステップ1の分析を実施すべきか、およびどのくらいの頻度で実施すべきかを検討する。
- 長期割引率や報告単位の同業他社の市場倍率などの項目を含む、報告単位の公正価値に重要な影響を与える可能性があるその他の市場ベースの指標の変化を監視する。
- 不利な要因または軽減する要因の影響を、それらの要因が公正価値と帳簿価額との比較に影響を与える程度に基づき評価し検討する。企業が定性的評価の後にさらなるテストは必要でないと結論づけた場合には、定性的要因についての企業の評価を肯定するように検討し文書化する。

.12 該当する場合、企業の株価に大幅な減少があったかどうかは考慮すべき要因のひとつです。多くの公開企業は、報告単位の公正価値の合計を時価総額に調整します。FASBは、新しいガイダンスがいつ、どのようにこの調整を実施するかについてより判断が必要になる可能性があることを認識しています。

PwCの見解:

多くの場合、時価総額の調整は、依然として企業の報告単位の公正価値の合計を慎重に独立してチェックするという形式をとっています。企業は、一部の報告単位の定性的評価を実施する一方で、他の報告単位のステップ1に進むことができます。この場合企業は、ステップ1に基づいて決定した報告単位の公正価値の合計が時価総額全体に対して非合理的な値でないことを確かめたいと考えるでしょう。たとえば、企業が5つの重要な報告単位を有し、5つのうち3つの報告単位についてステップ1を実施した場合、これらの3つの報告単位について決定した公正価値が時価総額全体を超過するとは考えないでしょう。

発効日にかかる考慮事項

.13 当改訂基準は、2011年12月15日より後に開始する事業年度に実施される年次と期中ののれんの減損テストに対して発効します。しかしながら、企業は、年次テストの日付が2011年9月15日(当改訂基準の公表日)より前である場合でも、企業が年次テストの日付を含む会計期間の財務諸表を未だ公表していないことを条件に、当改訂基準を早期適用することを選択できます。

PwCの見解:

2011年の年次の減損テストを未だ実施していない企業にとっては、計画を立てる機会かもしれません。たとえば、次のような企業は2011年の年次テストで当改訂基準の規定を適用する可能性があります。

例1: 第3または第4四半期に年次テストを実施する12月決算の公開企業

例2: 第4四半期に年次テストを実施する9月30日が期末日の公開企業

例3: いずれの期末日にかかわらず、2011年度の財務諸表を未だ公表していない非公開企業

期中テストおよびゼロまたはマイナスの帳簿価額を有する報告単位

.14 当改訂基準における事象および状況の例は、期中の減損テストおよびゼロまたはマイナスの帳簿価額を有する報告単位の期中と年次の減損テストに関して現行基準で挙げられている例を置き換えます。しかしながら新しい例は、企業がそれらの状況で減損テストを実施すべき時期を変更していません。

.15 現行のガイダンスと首尾一貫して、事象の発生あるいは状況の変化により報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回る可能性が50%超である場合には、報告単位ののれんの減損テストを年次のテストの間に実施しなければなりません。

PwCの見解:

定性的評価で考慮する事象や状況の例は、期中でのれんの減損テストを実施するかどうかを判断するために使用されるものと同様になりました。しかしながら、期中評価は、主に最後に実施した年次テストをアップデートするもので、報告単位の公正価値が帳簿価額を下回っている可能性が50%超であることを示す事象または状況に不利な変化があったかどうかに関心を当てている点で、年次評価と異なります。

.16 また、現行のガイダンスと首尾一貫して、のれんが減損する可能性が50%超であることを示す事象が発生するあるいはそのような状況が存在する場合には、ゼロまたはマイナスの帳簿価額を有する報告単位の減損テストを実施しなければなりません。当改訂基準は、企業がこの評価を実施する場合に、報告単位の資産および負債（未認識の無形資産を含む）の帳簿価額と見積公正価値との間に重要な差異があるかどうかを検討すべきことを指摘しています。FASBは、のれんがゼロまたはマイナスの帳簿価額を有する報告単位が減損している可能性が50%超であるかどうかを判断するにあたり企業がこれらの差異を確実に考慮することを明確化するためにこの規定を追加しました。

PwCの見解:

のれんの減損テストのステップ2を実施するにあたり、企業は報告単位ののれんの推定公正価値と帳簿価額を比較しなければなりません。当改訂基準は、報告単位ののれんの公正価値が、認識および未認識の資産と負債の両方の見積公正価値の影響を受けることを強調しています。

減損損失の測定

.17 当改訂基準は、のれんの減損テストのステップ2における減損損失の測定に影響を与えません。減損損失は、報告単位ののれんの帳簿価額が推定公正価値を超過する範囲で認識されます。のれんの推定公正価値は、企業結合で実施されるような方法で決定されます。

.18 のれんの減損損失を認識した後は、調整後ののれんの帳簿価額が新しい会計上の金額の基礎となります。以前に認識したのれんの減損損失の事後の戻入は禁止されます。

開示

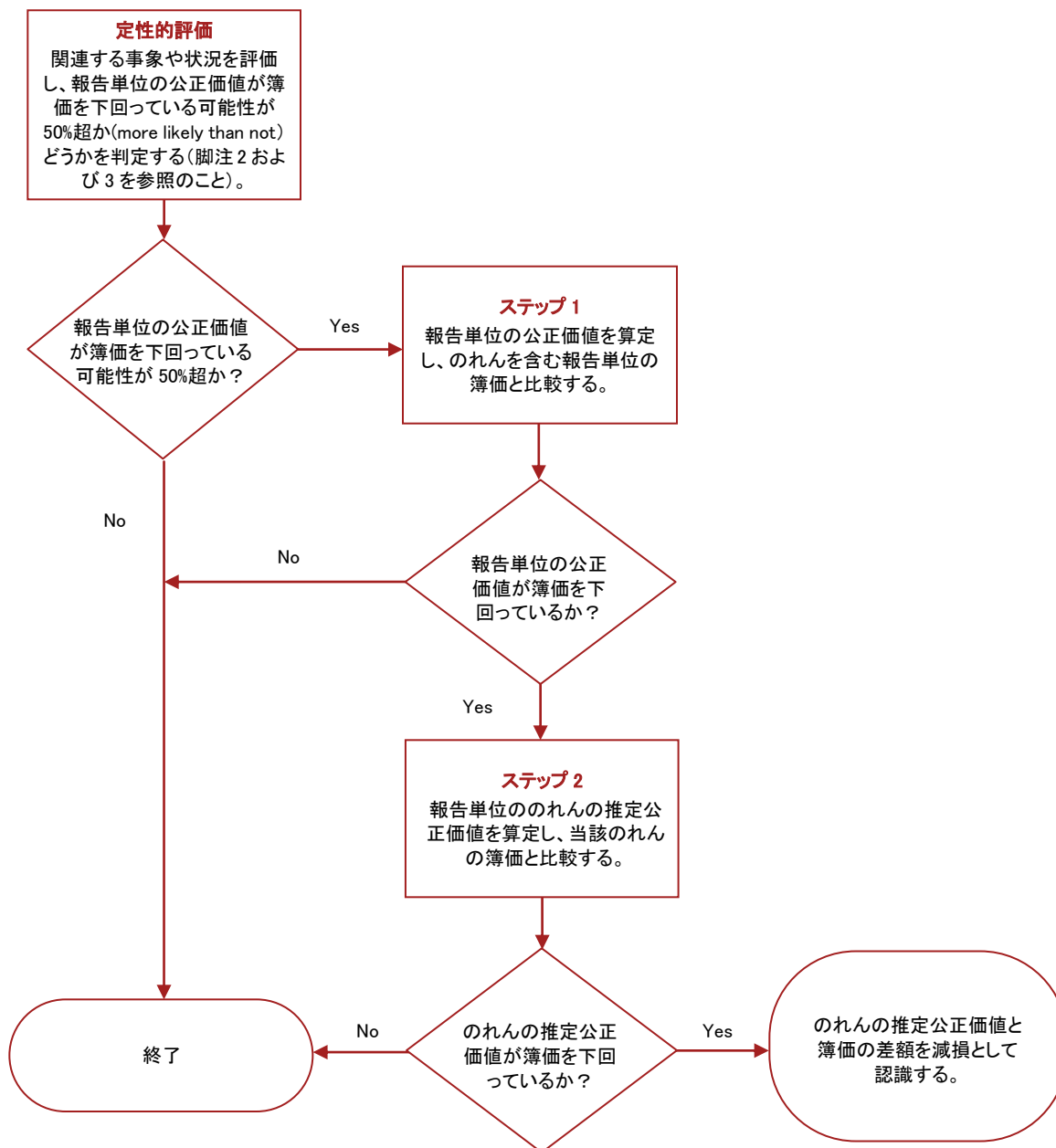
.19 当改訂基準は、1つの例外を除き現行の開示規定を変更していません。ASC820「公正価値測定」における観察不能なインプット（レベル3）に関する現行の定量的開示は、当初認識後ののれんの会計処理および報告について要求されなくなります。しかし、かかるガイダンスで規定されている定性的開示は引き続き要求されます。FASBは、定量的情報は有用ではなかったとする投資家の意見に対応して、この変更を提案しました。

質問

.20 当Datalineに関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。当Datalineに関して質問があるエンゲージメント・チームは、National Professional Services Groupの企業結合チーム(1-973-236-7801)までお問い合わせください。

付録

デシジョン・ツリー¹



¹ ASC350-20-55-22から再掲されています。FASBの文書は財務会計財団(Financial Accounting Foundation)が著作権を有しており、許可を得て再掲されています。

² 企業は、報告単位がゼロまたはマイナスの帳簿価額を有する場合を除き、定性的評価を実施せずに直接ステップ1に進む無条件の選択肢を有しています。

³ 必要な定性的評価を実施した結果、のれんの減損が存在する可能性が50%超であると判断した場合は、ゼロまたはマイナスの帳簿価額を有する報告単位を有する企業は直接ステップ2に進むでしょう。企業はステップ2を実施するために報告単位の公正価値を計算しなければなりません。

Datalines address current financial-reporting issues and are prepared by the National Professional Services Group of PwC. This publication has been prepared for general information on matters of interest only, and does not constitute professional advice on facts and circumstances specific to any person or entity. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication. The information contained in this material was not intended or written to be used, and cannot be used, for purposes of avoiding penalties or sanctions imposed by any government or other regulatory body. PwC, its members, employees and agents shall not be responsible for any loss sustained by any person or entity who relies on this publication.

© 2011 PwC. All rights reserved. Not for further distribution without the permission of PwC. “PwC” refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL), or, as the context requires, individual member firms of the PwC network. Each member firm is a separate legal entity and does not act as agent of PwCIL or any other member firm. PwCIL does not provide any services to clients. PwCIL is not responsible or liable for the acts or omissions of any of its member firms nor can it control the exercise of their professional judgment or bind them in any way. No member firm is responsible or liable for the acts or omissions of any other member firm nor can it control the exercise of another member firm’s professional judgment or bind another member firm or PwCIL in any way.

To access additional content on reporting issues, register for CFOdirect Network (www.cfodirect.pwc.com), PwC’s online resource for financial executives.